**様式第１号**（第２条関係）

町　営　住　宅　入　居　申　込　書

年　　月　　日

玉東町長　前田移津行　様

次のとおり、町営住宅に入居したいので、申し込みます。

　申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議申し立てません。

|  |
| --- |
| **1**　申込書　　　　現住所 〒　　　　　　　　　　　 　フリガナ　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　年　　　月　　　日生　連絡先℡ |
| **2**　入居親族及び収入状況(別居中の扶養親族も記入してください。) |
| 氏名 | 年齢 | 続柄 | 同居OR別居 | 控除対象者の別 | 勤務先等事業所名 | 勤務先℡ | 過去一年間の収入額 |
|  |  | 本人 | ― | 老人・障害者老年者・寡婦(夫) |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　上記申込者は当社（所課）に勤務し、記載事項に相違ありません。年　　月　　日　所在地　名　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公印　　　　　　　電　話　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　 |
| **3**　住宅に困っている事項 | (　　)内は該当する文字を〇で囲み、空欄は数字、金額を記入し、又はその理由を具体的に記入してください。 |
| 1　住宅以外の建物又は場所に居住している。[転用住宅(倉庫、物置、その他)に住んでいる。] |
| 2　危険又は有害な状態にある住宅に居住している。[　　年経過した老朽建物で危険、　　　] |
| 3　他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。[　　世帯　　　名と同居　　　部屋を間借り] |
| 4　勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。[通勤時間１時間以上、距離50km以上] |
| 5　収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている。[月所得額の25％以上支払っている。] |
| 6　現在居住している住宅の畳数が１人当たり３畳以下である。[畳数(板間も含む)　畳÷　名＝　　] |
| 7　住宅がないため親族と同居することができない。[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　] |
| 8　正当な事由による立ち退き要求を受け、適当な立ち退き先がない。[　　　　　　　　　　　] |
| 9　現在、婚約中で、住宅がなく住宅を探している。[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　] |
| 10　その他 |
| 現在の住宅状況[借家、間借り、アパート、同居、寮、下宿、公営住宅(　　)、その他(　　　　　　)] |
| 自家用車　　有　・　無　　（　　　）台 |

**入居申込者所得計算表**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 年齢 | 所得額 | 控除の種類 | 控除額 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  | α |  | β |  |

＝

　α（年間所得金額）　　　　　－β（控除額合計）

月額所得額（基準額）＝

　　　　　　　　　１２か月

**【入居収入基準】**

上記により算出した月額所得金額が１５８，０００円以下であること。

※若年子育て世帯や高齢者世帯もしくは申込者又は同居しようとする親族に身体障害者手帳の交付を受けている人等がいる場合、入居収入基準が２１４，０００円まで緩和される場合があります。該当する場合は係にお尋ねください。

**≪基準額算出に係る控除額≫（公営住宅法施行令１条３号による）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 控除の種類 | 範囲 | 控除額 |
| 所得控除 | 給与所得等 | 申込者または同居親族のうち所得税法上の給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する人 | ※10万円／人 |
| 一般控除 | 同居親族 | 申込者本人を除いた同居親族 | 38万円／人 |
| 扶養親族 | 扶養親族に入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められる人 |
| 特別控除 | 老人扶養親族 | 扶養親族及び控除対象配偶者のうち、所得が３８万以下でなおかつ70歳以上の人 | 10万円／人 |
| 特定扶養親族 | 扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の人で、所得が３８万以下でなおかつ１６歳以上の人（配偶者を除く） | 25万円／人 |
| 障害者 | 申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち　①児童相談所等から中度・軽度の知的障害者と判定された人　②2級,3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人　③3級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている人　④戦傷者手帳の交付を受けている人で第四項症から第六項症まで及び第五款症までの人　⑤65歳以上で障害の程度が①と③と同程度であることの認定書を福祉事務所等から交付されている人 | 27万円／人 |
| 特別障害者 | 申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち　①心神喪失の状態にある人　②１級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人　③児童相談所等から重度の知的障害者と判定された人　④１級、２級の身体障害者手帳の交付を受けている人　⑤戦傷者手帳の交付を受けている人で特別項症から第三項症までの人　⑥原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人　⑦６５歳以上で障害の程度が①、③、④と同程度であることの認定書を福祉事務所等から交付されている人　⑧常に就床を要し、複雑な介護を要する人 | 40万円／人 |
| 寡婦 | 所得者（ひとり親に該当する人を除く）で、次の要件を満たす人（１）夫と離婚した後婚姻をしていない人のうち　①扶養親族のいる人　②合計所得金額が500万以下の人　③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められない人（２）夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人のうち　①合計所得金額が500万円以下の人　②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められない人 | ※27万円／人 |
| ひとり親 | 所得者で、次の全ての要件を満たす人　①現に婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない人　②生計を一にする子のいる人　③合計所得金額が500万円以下の人　④事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められない人 | ※35万円／人 |

* 所得金額が控除額未満の場合は当該額とする。
* 申請書に記載していただいた個人情報は、町営住宅入居審査、入居決定及び家賃決定のために利用します。